参考資料7

申請人から見た電子定款認証の流れ(国及び公証人のシステムのみ)

登記・供託オンライン申請システムを使う方法 1

定款案の作成



②公証人との調整 (定款案の確認・修正、面前確認日時の調整



③申請用総合ソフトのダウンロード



登記・供託オンライン申請システム

④定款データ(PDF)の作成・電子署名、申請情報の作成・電子署名



(5)申請情報及び定款データの送付 (申請用総合ソフトで申請→登記・供託オンライン申請システムを経由して電子公証システムへ)



2 法人設立オンラインワンストップサービス (OSS) を使う方法 (設立登記との同時申請が必須)

①定款案の作成



② 公証人との調整 (定款案の確認・修正、面前確認日時の調整)



③申請用総合ソフトのダウンロード



登記・供託オンライン申請システム

法人設立OSSはWEBサービスであるため、PDFへの電子署名 機能はないことから、申請用総合ソフトを使用する。

④定款データ(PDF)の作成・電子署名、設立登記申請の
添付情報(PDF)への電子署名



